

訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業所
『山形虹の会訪問入浴サービス』重要事項説明書

(1) 事業の目的

社会福祉法人山形虹の会が開設する山形虹の会訪問入浴サービス訪問入浴介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員又は介護職員（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）を提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

- ① 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、事業所の看護職員等は要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。
- ② 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、事業所の看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を図る。
- ③ 事業の提供に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) 事業所の名称等

- ① 名 称 山形虹の会訪問入浴サービス
- ② 所在地 鶴岡市民田字代家田100番1

(4) 職員の職種、員数及び職務内容

職種	資格	員数	備考
管理者	—	1	同一敷地内事業所事務員と兼務
看護職員	准看護師	1名以上	
介護職員	介護福祉士、2級ヘルパー	2名以上	

- ① 管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- ② 看護職員・介護職員は、利用者の居宅に訪問し、居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画に添った指定訪問入浴介護又は指定介護予防訪問入浴介護の提供を行う。

(5) 営業日及び営業時間

- ① 営業日 ; 月曜日から土曜日までとする。但し、12月30日から1月3日を除く。

②営業時間；午前9時から午後5時までとする。

(6) 事業の内容及び利用料等

事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額の各利用者の負担割合に応じた額とする。

- ① 全身入浴
- ② 部分浴（90／100）
- ③ 清拭（90／100）

通常の地域を越えて行う事業に要した交通費は、次の額を徴収する。

- ① 通常の実施地域を越えた地点から、1kmにつき50円

(7) サービスにあたっての留意事項

- ① 家族の方は、事前に入浴サービスを受ける利用者に説明し承諾を得ておくこと。
- ② 入浴サービスを受ける上で、影響を及ぼすような事項は、予め連絡されること。
- ③ 利用希望日でも、当日身体状態等により入浴サービスを中止することがあること。
- ④ 床ずれや怪我等により、予め医師から注意事項、処方薬等を使用の際は事前に連絡されること。
- ⑤ 利用当日は、食事の摂取時間等に十分気を払い準備に努められること。

(8) サービスに関する要望または苦情

利用者様及びご家族からの、当事業所の提供する介護サービスに対して要望又は苦情等について、管理者または担当者に申し出ることができる。

(9) 緊急時における対応方法

看護職員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(10) 通常の実業の実施地域

通常の実業の実施地域は、鶴岡市（事業所から片道10km以内の区域）とする。

(11) 事故発生時の報告

事業所は、重大事故及び速やかに事故報告の提出が必要な事故が発生した際には、保険者及び県に報告する。

(12) 虐待防止に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。

③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（13）第三者評価について

事業所では、提供するサービスの第三者評価は実施していません。

（14）その他運営についての留意事項

① 事業所は、従業者の資的向上を図るための研修の機会を設けるものとする。

② 看護職員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

③ 看護職員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなったのちにおいてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との個人情報保護法に関する誓約書の内容に含むものとする。

④ 施設は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

個人情報利用の目的

当事業所では、利用者様の尊厳を守り安全に配慮する法人理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者様への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔法人事業所内部での利用目的〕

- ・ 当事業所が利用者様等へ提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用者様に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ▶ 入退所等の管理
 - ▶ 会計・経理
 - ▶ 事故等の報告
 - ▶ 当該利用者様への介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・ 当施設が利用者様に提供する介護サービスのうち
 - ▶ サービス担当者会議等での連携及び係る照会への回答
 - ▶ 利用者様の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ▶ 検体検査業務の委託その他の委託業務
 - ▶ 家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
 - ▶ 審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ▶ 審査支払い機関又は保険者からの照会の回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届け出等

【上記以外の利用目的】

〔当法人事業所内部での利用に係る利用目的〕

- ・ 当事業所の管理運営業務のうち
 - ▶ 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ▶ 当事業所で行われる学生等への実習の協力
 - ▶ 当事業所で行われる事例研究

〔他の事業所等への情報提供に係る利用目的〕

- ・ 当事業所の管理運営業務のうち
 - ▶ 外部監査機関への情報提供
 - ▶ 職員からの、山形虹の会と福祉を良くする友の会加入のお勧め